

件名	愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	警察法（昭和29年法律第162号）第57条、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条

【改正の概要】

子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための体制等を強化するため、警察官の定数を10人増員することに伴う改正

1 警察官	2,394人	2,404人(10人)
(1) 警視	99人	99人(増減なし)
(2) 警部	202人	203人(1人)
(3) 警部補及び巡査部長	1,374人	1,380人(6人)
(4) 巡査	719人	722人(3人)
2 警察官以外の職員	415人	415人(増減なし)
計	2,809人	2,819人(10人)

施行日 平成21年4月1日

【その他参考事項】

法令

警察法（昭和29年法律第162号）  
（職員の定員）

第57条 省略

2 地方警察職員の定員（警察官については、階級別定員を含む。）は、条例で定める。  
この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

警察法施行令（昭和29年政令第151号）  
（地方警察職員の定員の基準）

第7条 法第57条第2項に規定する地方警察職員たる警察官の定員及びその階級別定員の基準は、それぞれ別表第2及び別表第3のとおりとする。

定員の基準（別表第2） 2,358人 2,368人

過去5年の条例定数一覧

【（ ）は前年度との増減】

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
警視	97人	98人(1)	99人(1)	99人	99人
警部	199人(1)	200人(1)	202人(2)	202人	202人
警部補及び巡査部長	1,331人(12)	1,350人(19)	1,368(18)	1,374人(6)	1,374人
巡査	697人(7)	706人(9)	715人(9)	719人(4)	719人
警察官 計	2,324人(20)	2,354人(30)	2,384人(30)	2,394人(10)	2,394人
警察官以外の職員	430人(5)	425人(5)	423人(2)	417人(6)	415人(2)
総計	2,754人(15)	2,779人(25)	2,807人(28)	2,811人(4)	2,809人(2)

四国4県の警察官（政令定員）の状況

県名	現在の政令定員	増員数	改正後の政令定員	改正後警察官1人当たりの負担人口
徳島県	1,492人	10人	1,502人	534人
香川県	1,795人	10人	1,805人	562人
愛媛県	2,358人	10人	2,368人	619人
高知県	1,550人	10人	1,560人	500人